

2005年4月1日制定

2022年1月1日改正

社会福祉法人浴光会役員等・評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の3第1項及び社会福祉法人浴光会定款第8条及び第22条の規程に基づき、役員等及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、定款第15条による理事と監事の役員と評議員選任・解任委員並びに苦情解決第三者委員をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員等のうち、主たる事務所に週3日以上、本会の業務に従事する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは交通費、旅費（宿泊費を含む）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 非常勤役員等及び評議員には、その職務の対価として、別記第1に定める報酬を支給する。

2 常勤役員の報酬等は、無報酬とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で報酬を支給することができる。

- 2 個々の評議員の報酬は、別記第2に定める額とする。
- 3 この法人の各監事の報酬総額は、源泉控除後の金額で年間160,000円以内とする。
- 4 この法人の各理事、評議員選任・解任委員並びに苦情解決第三者委員の報酬総額は、源泉控除後の金額で年間120,000円以内とする。
- 5 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

第5条 役員等及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

2 旅費については、実費相当額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤の理事、監事及び評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員並びに評議員に対する報酬は、評議員会、理事会、その他法人の公式会議への出席（書面評決については欠席とする）、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に従事した都度、支給する。ただし、同一日に複数会議がある場合には重複支給はしない。

2 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(附則)

第9条 この規程 2022年1月1日から施行する。

別記1 非常勤役員等の報酬

非常勤理事・監事、評議員選任・解任委員並びに苦情解決第三者委員：理事会・評議員会、その他法人の公式会議への出席（書面評決については欠席とする）、理事長等の名を受けて法人及び施設の運営のための業務に従事した都度 1人一律源泉控除後の金額を10,000円として支給する。

別記1 評議員の報酬

理事会・評議員会、その他法人の公式会議への出席（書面評決については欠席とする）、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に従事した都度 1人一律源泉控除後の金額を10,000円として支給する。